

平成27年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧（追加提出分）

合計4件（条例議案4件）

議案第89号 さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課）

今後増大が見込まれる介護ニーズに対してより効率的なサービスの提供体制を構築するため介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が制定されたことに伴い、さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を始めとする9条例について、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
 - ・ 規定の整備
 - ア 介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、規定を整備するもの。
 - イ 「複合型サービス」が「看護小規模多機能型居宅介護」に改称することに伴い、規定を整備するもの。
- 2 さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
 - (1) 訪問介護
 - ・ 人員基準の緩和
 - ・ 一定の場合において、サービス提供責任者の配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和するもの。
 - (2) 通所介護
 - ・ 届出義務の追加等
 - ・ 指定通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業者は、その内容を市長に届け出るものとし、事故が発生した場合には、その報告等の必要な措置を講じなければならないこととするもの。
 - (3) 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション
 - ・ リハビリテーション計画の作成に係る基準の見直し
 - ・ 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合において、リハビリテーション計画等の記載等を効果的・効率的に実施できるよう基準を見直すもの。
 - (4) 短期入所生活介護
 - ・ 定員基準の緩和
 - ・ 介護支援専門員が緊急に必要と認めた者に対し、一定の場合において、定員を超えて、専用の居室以外の静養室での受入れを可能とするもの。
 - (5) 基準該当居宅サービスの基準の追加
 - ・ 基準該当サービスに係る規定を設けるもの。
- 3 さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部

改正

- ・ 事業の移行に伴う規定の整備
 - ・ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、規定を整備するもの。
- 4 さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正（指定介護予防サービスは、指定居宅サービスと同様のサービスを異なる対象者に提供するものであるため、2と同様の改正を行うもの。）
 - (1) 介護予防訪問介護
 - ・ 人員基準の緩和
 - ・ 2(1)と同様に人員基準を緩和するもの。
 - (2) 介護予防通所介護
 - ・ 届出義務等の追加
 - ・ 2(2)と同様に届出義務等を追加するもの。
 - (3) 介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
 - ・ リハビリテーション計画の作成に係る基準の見直し
 - ・ 2(3)と同様に基準を見直すもの。
 - (4) 介護予防短期入所生活介護
 - ・ 定員基準の緩和
 - ・ 2(4)と同様に定員基準を緩和するもの。
 - (5) 基準該当介護予防サービスの基準の追加
 - ・ 2(5)と同様に基準該当サービスに係る規定を設けるもの。
- 5 さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
 - ・ 事業の移行に伴う規定の整備
 - ・ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、規定を整備するもの。
- 6 さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正
 - ・ 指定居宅サービス事業者等に対する個別サービス計画の提出の求め
 - ・ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対し個別サービス計画の提出を求めるものとするもの。
- 7 さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の一部改正（指定介護予防支援等は、指定居宅介護支援等と同様のサービスを異なる対象者に提供するものであるため、6と同様の改正を行うもの。）
 - (1) 指定介護予防サービス事業者等に対する個別サービス計画の提出の求め
 - ・ 6と同様に担当職員は、個別サービス計画の提出を求めるものとするもの。
 - (2) 事業の移行に伴う規定の整備
 - ・ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、規定を整備するもの。
- 8 さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正
 - ・ 置かないことができる従業者の対象の拡大
 - ・ サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設

において、一定の場合に置かないことができる人員として、言語聴覚士を加えるもの。

9 さいたま市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

- ・ 規定の整備
- ・ 「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改めるもの。

10 さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・ 基準の緩和
- ・ 一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の指定訪問看護事業所との契約に基づき、当該指定訪問看護事業所に行わせることを可能とするもの。

(2) 認知症対応型通所介護

- ・ 届出義務の追加等
- ・ 指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、その内容を市長に届け出るものとし、事故が発生した場合には、その報告等の必要な措置を講じなければならないこととするもの。

(3) 小規模多機能型居宅介護

- ・ 基準の緩和
- (ア) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設等の範囲について、併設する施設等に加え、同一敷地内にある施設等を追加するとともに、兼務可能な施設等の種別について、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等を加えるもの。
- (イ) 登録定員を「25人以下」から「29人以下」とするもの。併せて、通いサービスに係る利用定員を「15人以下」から「18人以下」とすることを可能とするもの。

(4) 複合型サービス

- ・ 規定の整備
- ・ 「複合型サービス」が「看護小規模多機能型居宅介護」に改称することに伴い、規定を整備するもの。

(5) 認知症対応型共同生活介護

- ・ 基準の緩和
- ・ 1又は2であるユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまでとするもの。

(6) 事業の移行に伴う規定の整備

- ・ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、規定を整備するもの。

11 さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正（指定地域密着型介護予防サービスは、指定地域密着型サービスと同様のサービスを異なる対象者に提供するものであるため、10と同様の改正を行うもの。）

(1) 介護予防認知症対応型通所介護

- ・ 届出義務の追加等

- ・ 10(2)と同様に届出義務の追加等をするもの。
 - (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ・ 基準の緩和
 - ・ 10(3)と同様に基準の緩和をするもの。
 - (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - ・ 基準の緩和
 - ・ 10(5)と同様に基準の緩和をするもの。
 - (4) 事業の移行に伴う規定の整備
 - ・ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、規定を整備するもの。
- (施行期日) 平成27年4月1日(ただし、1ア、3、5、7(2)、10(6)及び11(4)については、平成29年4月1日)

議案第90号 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 基準該当生活介護の対象拡大
 - ・ 一定の要件を満たした介護保険制度の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスを、基準該当生活介護とみなす対象に加えるもの。
- 2 基準該当短期入所の対象拡大
 - ・ 一定の要件を満たした介護保険制度の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する宿泊サービスを、基準該当短期入所とみなす対象に加えるもの。
- 3 経過措置の延長
 - ・ 指定共同生活援助事業所の利用者のうち一定の状態にあるものに対して、当該事業所の従業者以外の者が行う居宅介護等の利用に関する経過措置を平成30年3月31日まで延長することとするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第91号 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 児童発達支援センターが行う援助の対象拡大
 - ・ 児童発達支援センターが相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人及び障害児が通う保育所及び学校施設等を加えるもの。
- 2 基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスの対象拡大

- ・ 一定の要件を満たした介護保険制度の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスを、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとみなす対象に加えるもの。

3 重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業者等の基準の設定

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業者及びその員数並びに利用定員の基準を新たに規定するもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第92号 さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

3年ごとの介護保険料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 保険料率の改定
- ・ 平成27年度から平成29年度までの保険料率について、額の改定を行うもの。

区 分	改定前	改定後
(1) 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者及び市町村民税世帯非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下）	29,280円	31,578円
(2) 市町村民税世帯非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下）	35,136円	37,893円
(3) 市町村民税世帯非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が120万円超）	38,064円	41,051円
(4) 市町村民税本人非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下）	49,776円	53,682円
(5) 市町村民税本人非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が80万円超）	58,559円	63,155円
(6) 合計所得金額125万円未満の者	64,415円	69,471円
(7) 合計所得金額125万円以上200万円未満の者	76,127円	82,102円
(8) 合計所得金額200万円以上350万円未満の者	90,767円	94,733円
(9) 合計所得金額350万円以上500万円未満の者	99,551円	107,364円
(10) 合計所得金額500万円以上700万円未満の者	114,191円	123,153円
(11) 合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者	122,974円	138,941円
(12) 合計所得金額1,000万円以上の者	131,758円	154,730円

(施行期日) 平成27年4月1日